

【喫煙者と非喫煙者が共存できる社会の実現に向けて】

大阪市内の喫煙所充足数及び たばこのポイ捨て状況に関する調査

< 調査の趣旨 >

本年 1 月 27 日からは大阪市路上喫煙の防止に関する条例が、同じく 4 月 1 日からは大阪府受動喫煙防止条例が全面施行となりました。

大阪府飲食業生活衛生同業組合は、路上喫煙の防止も望まない受動喫煙防止も大賛成であり、積極的に推進していく立場にありますが、厳しすぎる条例により経営に大きな影響が出る飲食店も多いことから、条例の見直しを求めてまいりました。

その結果、大阪市の条例に対しては喫煙所の整備を市の責務と明記させ、大阪府の条例に対しては影響を受ける飲食店などへの十分な経済的支援を付帯条件とさせる事が出来ましたが、府市共に十分な対処がなされていないことから、この度株式会社スピン社に委託し、特に大阪府/大阪市による 2 重の喫煙規制となっている大阪市において、現状で喫煙所が充足しているのかという調査を行いました。また、この度の大阪府市における喫煙規制については、多くの自治体も注目していると聞き及んでいることから、大阪府飲食業生活衛生同業組合に加え、全国飲食業生活衛生同業組合連合会も連名にて調査を実施しております。